歩行者利便増進道路制度に係る一元化フロー図

飲食店等の路上利用希望者（※）　（商店街振興組合等による一括申請も可能）

※食品営業許可が必要な場合は予め許可を取得してください。

（相談・申請）

**相談・申請窓口（ワンストップ窓口）**
**（三重県県土整備部道路管理課）**

県ホームページに道路法、道路交通法（道路使用許可）、食品衛生法に係る申請手続・書式等を掲載

歩行者利便増進道路制度の活用へ

**道路管理者（国・県・市町）**

○市町長、警察署との協議を経て、歩行者利便増進道路の指定（30日間公示）及び利便増進誘導区域の指定（30日間公示）を行う

○公募占用する場合は、指針の策定、公示（30日間）、説明会開催等を行った後に、希望者から歩行者利便増進計画の提出を求め、計画を決定する

※相当の期間を要す

利便増進誘導区域等を指定した旨を報告

【道路管理者（国・県・市町）、警察署が合同で対応】
（事務局又は道路管理者が調整・連絡）

○相談・申請案内、衛生管理に関する資料の配布

【道路管理者（国・県・市町）、警察署が連携して対応】

○申請書類の事前審査
○確認事項の提示
○申請書の受理・審査（補正指示）
○三重県収入証紙の納付（警察署）

警察署及び道路管理者

（許可通知）

保健所

（飲食店等からの相談に応じて衛生管理に関する指導等）

飲食店等（　路上利用　→　賑わいの創出　）